

進学準備給付金が始まりました！

生活保護世帯で、高校等を卒業して大学等に進学する方に対して一時金を支給します。

対象進学先 : 大学、短大、専修学校専門課程（いわゆる専門学校）、
職業能力開発大学の専門課程、水産大学校、海上技術大学校
国立看護大学校、その他要件を満たす各種学校等

支給額 : 進学のために転居する際は 【30万円】
現在の自宅から通学する際は【10万円】

申請時期 : 合格後に入学手続きを開始した日以降、原則、生活保護世帯に
属している間

詳細な支給の条件（対象となる方、進学先）は、担当のケースワーカーにご確認ください。

奨学金等を受けながら大学等に進学すると世帯分離という取り扱いになります。
進学した後は、進学した方の分の生活保護費は支給されませんが、
現在の自宅から通学する方の世帯については、2018年4月より住宅扶助費を
減額しないこととしています。

あなたが大学等に進学するにあたっては一時金の支給以外にも
奨学金制度等の様々な支援策がありますので
進学後の生活について計画を立てられるように
高校等の卒業後の進路についてはできるだけ早い
時期からケースワーカーに相談しましょう。



【問合せ】 佐倉市役所生活支援課保護1, 2班
【連絡先】 043-484-6134（直）

R8.8.18

就労や早期の保護脱却に 資する経費について

高校生のあなたが将来、大学等への進学や就職するにあたって必要となる経費を、今、あなたが得ているアルバイト収入から貯めることを条件に、生活保護制度の世帯の収入とは認定しないで、必要となる時まで貯めておける制度です。進学や就職が少しでもしやすくなるための制度で、目標に向かうあなたを応援する制度ですが、色々と条件もありますので、おうちの方や市役所のケースワーカーとよく相談して制度利用をするのか決めてください。

約束してもらいたいことの例

- ①あなたの学業、健康、ご家族の生活に支障がない範囲のアルバイトにとどめること
- ②その費用を使うことで、あなたとご家族の自立にどうつながるのか計画を立てること
- ③経費と認められた金額は、別の口座を用意し、毎月そちらに積み立てていくこと
- ④積み立てている口座は、アルバイト収入の申告時に、給与明細と共に写しを提出すること
- ⑤目的の金額に到達するまでか高校を卒業する時までしかこの制度の経費としてはみとめられないので、その後は世帯の収入（世帯の生活費）とすること
- ⑥積み立てたお金は目的以外には消費しないこと
仮に消費した場合には、収入認定を行わなかった金額全額を返還すること
- ⑦その他

どのような目的が経費と認められるかについては、担当のケースワーカーに問合せください